

甲斐市ホームページ有料広告掲載に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、甲斐市広告掲載に関する要綱及び甲斐市広告掲載に関する基準に基づき、甲斐市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするバナー広告とする。

(広告掲載の範囲)

第3条 市ホームページに掲載する広告の範囲は、甲斐市広告掲載に関する要綱第3条に定めるものとする。

(広告の規格及びデザイン)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 画面表示の大きさは、縦60ピクセル・横150ピクセルとする。

(2) データの形式はG I F又はJ P E Gとし、容量は10キロバイト以下とする。

2 広告のデザインは、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市の事業であると誤解されるおそれのあるもの。

(2) 市ホームページのイメージを損なうおそれのあるもの。

(3) 画像に点滅、自動スクロール、アニメーション等を使用したもの。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めるもの。

(広告掲載の枠数及び位置)

第5条 広告掲載の枠数は23枠とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。なお、同一の広告主に対し1回1枠とし、募集する広告の枠数に満たないときは、複数枠の掲載を認めることができる。

2 広告の掲載位置は、市ホームページで市長が指定した位置とする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、最長掲載期間は12か月とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、募集の都度市長が定める。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠につき月額5,000円とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページ及び広報誌等により公募するもの

とする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに随時行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)により、指定する期日までに郵送又は直接、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第10条 広告掲載希望者が募集枠数を超えた場合には、甲斐市広告掲載に関する要綱第4条の優先順位により掲載者を決定する。

- 2 前項の規定によっても、掲載者を決定できない場合は、申込み順位によるものとする。

(広告原稿の提出及び費用)

第11条 広告主は、広告の原稿を市長が指定する記録媒体により、期日までに提出するものとする。

- 2 広告の原稿作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告の掲載期間内に、市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、広告掲載料の月額を閉鎖した日の属する月の日数で除した額に閉鎖した日数を乗じて得た額を還付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告を掲載した月におけるホームページの閉鎖時間が合計で24時間に満たないときは、広告の掲載料の還付は行わない(合計した時間が24時間以上48時間未満の場合は1日分の還付を行う。)
- 3 ホームページの閉鎖が1月を超える場合であって、当該閉鎖した日の属する月の初日から同月の末日まで閉鎖したときは、当該月分の掲載料を還付する。
- 4 第1項の規定により掲載料の還付額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、甲斐市広告掲載要綱の規定を適用する。

- 2 前項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。